

山口県住宅確保要配慮者居住支援法人指定基準

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。)第 59 条に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)の指定の基準を以下のとおり定める。

1 支援業務の実施に関する計画の基準(法第 59 条第 1 号関係)

- (1) 支援業務の実施のために必要な組織、人員及び運営の体制を確保していること。
- (2) 特定の者につき不当に差別的な取扱いを行わないものであること。
- (3) 法第 81 条第 1 項に基づく住宅確保要配慮者居住支援協議会に参加すること。
- (4) 支援業務を行う事業所が、支援業務の対象となる住宅確保要配慮者の利便性及び支援業務の実施の観点から適切な位置にあること。
- (5) 基本方針、山口県賃貸住宅供給促進計画及び市町賃貸住宅供給促進計画に照らして適切なものであることその他住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に資するものであること。

2 支援業務実施のための経理的及び技術的基準(法第 59 条第 2 号関係)

- (1) 支援業務を行うに必要な財源を法人として十分に有していること。
- (2) 法第 62 条第 1 号の支援業務を実施する場合は、家賃債務保証業者登録規程(平成 29 年国土交通省告示第 898 号)の登録を受けること。
- (3) 法第 62 条第 2 号、第 3 号の支援業務を実施する場合は、住宅確保要配慮者に対する居住支援活動の実績を有していること。

3 支援業務実施のための役員又は職員の構成に関する基準(法第 59 条第 4 号関係)

役員等が以下のいずれにも該当しないこと。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- (5) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が(1)～(4)のいずれかに該当するもの
- (6) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

4 支援業務の公正な実施に関する基準(法第 59 条第 5 号関係)

他の業務を行う場合は、支援業務を行う組織との間に適切な分離がなされていること。

5 その他基準(法第 59 条第 6 号関係)

- (1) 定款等において支援業務を実施するために必要な記載がされていること。
- (2) 支援業務の実施のための意思決定がなされていること。
- (3) 業務上知り得た個人情報の取扱いについて、内部規則等で具体的な取扱いを定める等の適切な個人情報管理のための措置がなされていること。
- (4) 法令等遵守のために必要な組織体制、内部規則等が適切に整備されていること（法令等に違反し処分又は指導監督を受けた場合において、適切な改善措置が取られていること等を含む）。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。